

民間宅地開発に対する補助

【二本松市居住誘導区域内宅地開発推進事業】R7.4 一部改正版

二本松市立地適正化計画に基づき住環境の整備、優良な住宅地の供給を促進し、まちなか居住の推進に向け、市内で宅地開発を行う事業者に対し以下の内容により補助金を交付します。

1. 対象事業者

宅地建物取引業法第2条第3号に規定する**宅地建物取引業者**。

2. 交付対象及び条件

- ① 事業実施前に、必ず**事前協議（必要書類追加）**が必要であること
- ② 事業が**完了する年度**に、交付申請を行うこと
- ③ 1区画当たりの面積が**165㎡以上**で、**分譲区画が3区画以上**であること
- ④ 一戸建て住宅地分譲又は一戸建て建売分譲の開発であり、各区画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定する要件を満たしていること
- ⑤ この事業により設置する全ての公共施設等は、二本松市開発行為による公共施設等引受基準に関する要綱（平成17年12月1日告示第172号）第3条に規定する要件を満たしていること。
- ⑥ 対象区域は、二本松市立地適正化計画で定めている**二本松中心地区居住誘導区域**及び**竹田・根崎・郭内・油井地区居住誘導区域**内であること（裏面図参照）

3. 補助金の額

1区画当たり**50万円**

※補助金**上限額500万円**（同一の事業者が開発する同一の住宅団地）

4. 事業開始

令和6年4月1日以降に事前協議がなされる事業

5. お問い合わせ

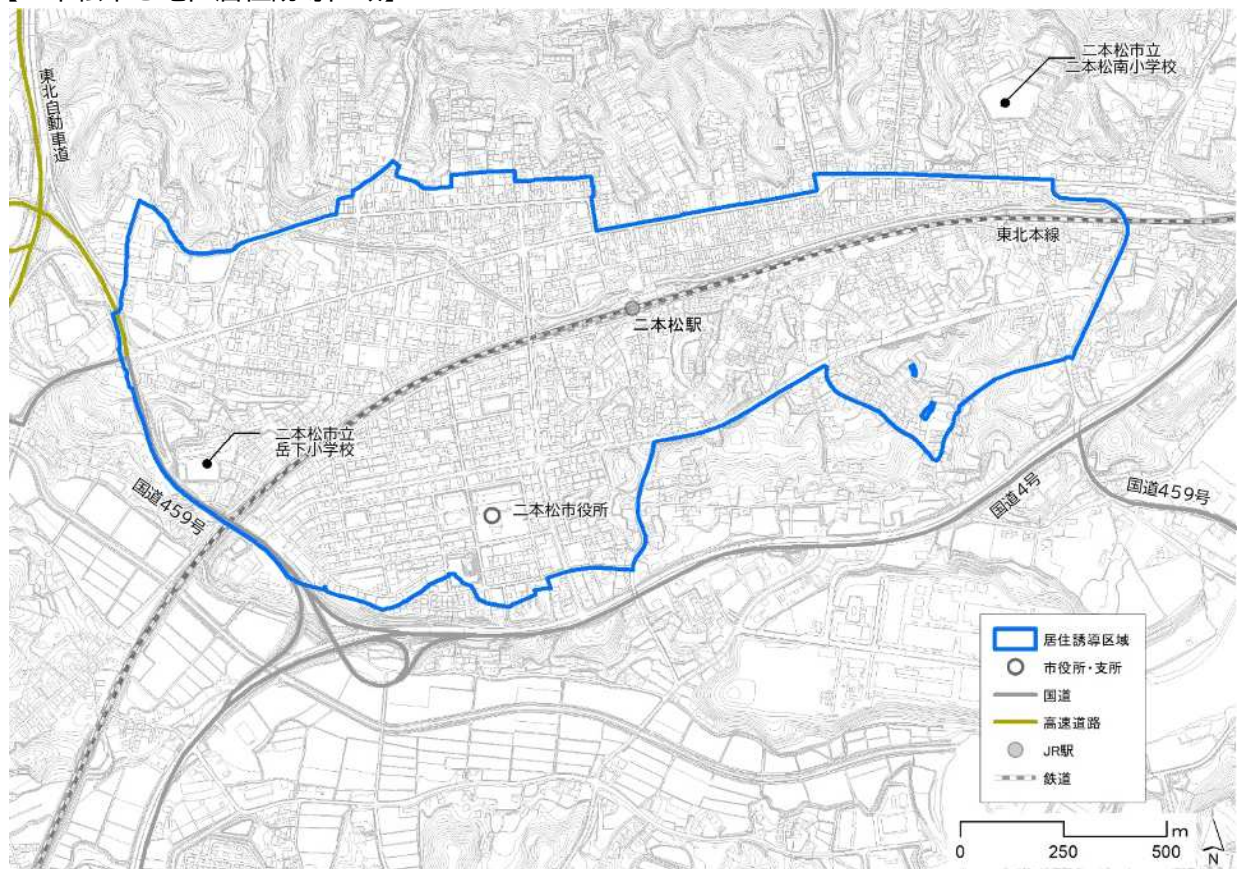
二本松市役所建設部 都市計画課 計画係

TEL 0243-55-5128 / FAX 0243-23-1197

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

※各種様式及び要綱は、市ホームページにも掲載しています。

【二本松中心地区居住誘導区域】



【竹田・根崎・郭内・油井地区居住誘導区域】

